

(一財) 建設業振興基金

○名称: 一般財団法人 建設業振興基金

○所在地: 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

○設立: 昭和50年7月16日

○代表者: 理事長 谷脇 暁

2025年7月、(一財)建設業振興基金は創立50周年を迎えます。これまでの半世紀、私たちは債務保証をはじめ、建設企業の経営力強化、施工技術の向上、担い手確保・育成の取組への支援、建設キャリアアップシステム(CCUS)の運営管理・推進など、業界の発展に繋がる様々な事業を展開してまいりました。2025年度は、50年の歩みを礎とし、次の時代に向けた新たな挑戦を進めてまいります。持続可能な建設業の未来を築くため、本財団として果たすべき役割を再認識し、さらなる支援の充実を図っていく所存です。建設業は、人々の暮らしや社会の基盤を支える重要な産業です。50周年を迎える今、本財団は「産業と行政をつなぐ架け橋」としての使命を改めて胸に刻み、これからの時代にふさわしい支援と施策を展開してまいります。関係の皆様とともに、新たな50年に向けた一歩を踏み出し、持続可能な建設業の未来を築いていきたいと考えています。

I. 建設産業の振興支援

情報化推進事業(CI-NET)

電子商取引を行うため企業間標準ルールを策定しています。

経営改善支援事業

建設産業の振興を図るため、建設産業団体が会員企業の経営基盤強化等のために実施する調査研究及び研修、災害備蓄品の購入等に対する助成金交付事業です。

建設産業人材確保・育成推進協議会

建設産業人材確保・育成推進協議会(平成5年8月設置、約150機関が参画)の事務局として建設産業界の担い手確保・育成に向けた活動を展開しています。

登録基幹技能者制度推進協議会

技能者資格の最高峰として国土交通大臣が認定する登録基幹技能者は39職種が創設され、本財団は、各職種団体からなる協議会の事務局として同制度の普及促進、共通テキストの作成を行っています。

建設労働者育成支援事業

建設技能労働者の確保・育成対策の一つとして、離職者、新卒者、未就職卒業者等を対象に、建設業での就業を希望している方を全国で募集し、必要な職業訓練(座学・実技講習+資格取得)を無償で実施した上で、就職支援(無料職業紹介)までをパッケージで実施しています。

建設キャリアアップシステム

技能者一人ひとりの就業履歴や資格等の情報をデータベースに登録し、技能の公正な評価に基づく処遇改善、現場管理の効率化等を図る業界横断のシステムです。

経理検定

建設業経理士検定試験(1級、2級)と建設業経理事務士試験・特別研修(3級、4級)、建設業経理士CPD講習(1級、2級)を実施しています。

II. 施工技術等の向上

技術検定

建設業法に基づく国家資格(施工管理技士・技士補)試験を国土交通大臣の指定試験機関として実施しています。

1級・2級(建築・電気工事)施工管理技術検定

監理技術者講習

建設業法に基づく監理技術者講習を開催しています。(全国約250会場で年間約1,500回開催)

建築・設備施工管理CPD制度

建築・設備関係技術者の継続教育の支援のため、自己研鑽した時間を単位として「見える化」するCPD制度の運営を行っています。

III. 建設産業における金融の円滑化

金融支援事業

国土交通省の施策として中小建設業の資金需要を債務保証等によりバックアップしています。

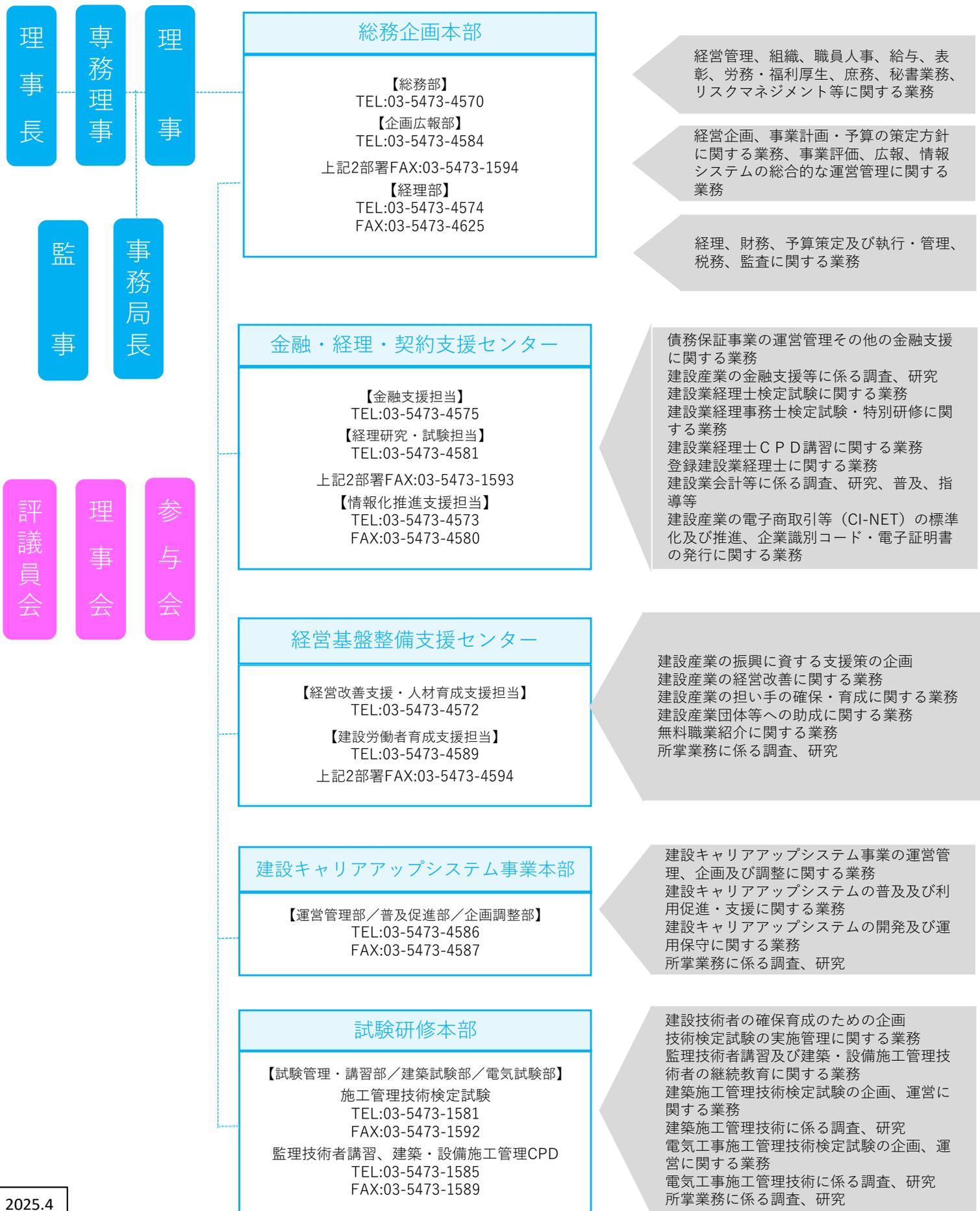
IV. 建設産業政策への協力

受託事業

国土交通省等からの受託事業を実施する事を通じて建設産業の振興を図っています。

(一財) 建設業振興基金

● 組織



金融支援事業

中小・中堅建設業の資金需要を債務保証等によりバックアップしています

■ 出来高融資制度

(下請セーフティネット債務保証/地域建設業経営強化融資制度)

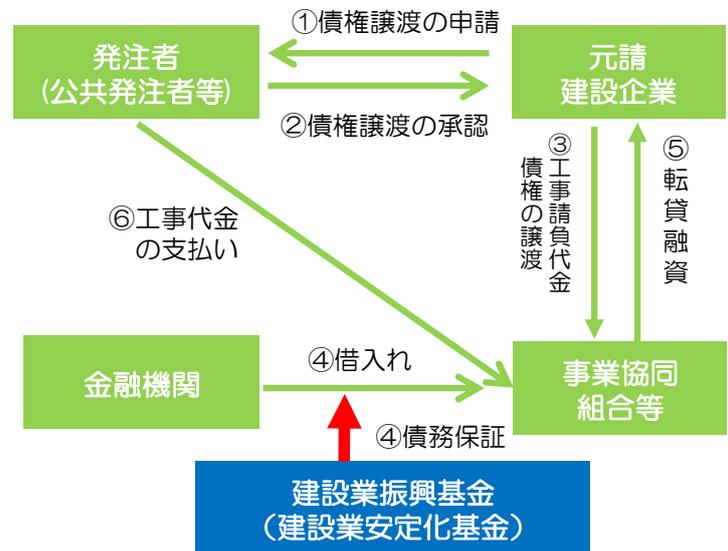
元請建設企業向け

元請建設企業の資金繰りを工事の進捗状況等により、きめ細かく支援

国や地方公共団体等が発注する公共工事や公共性の高い民間工事を受注した中小・中堅建設企業が、事業協同組合等に工事請負代金債権を債権譲渡することで、その工事の出来高に応じて、工期中に資金化することができます。

(特徴とメリット)

- ・工事の出来高に応じて融資が受けられます
- ・簡易・迅速に融資が受けられます
- ・経審Y評点の改善を図ることができます



■ 下請債権保全支援事業

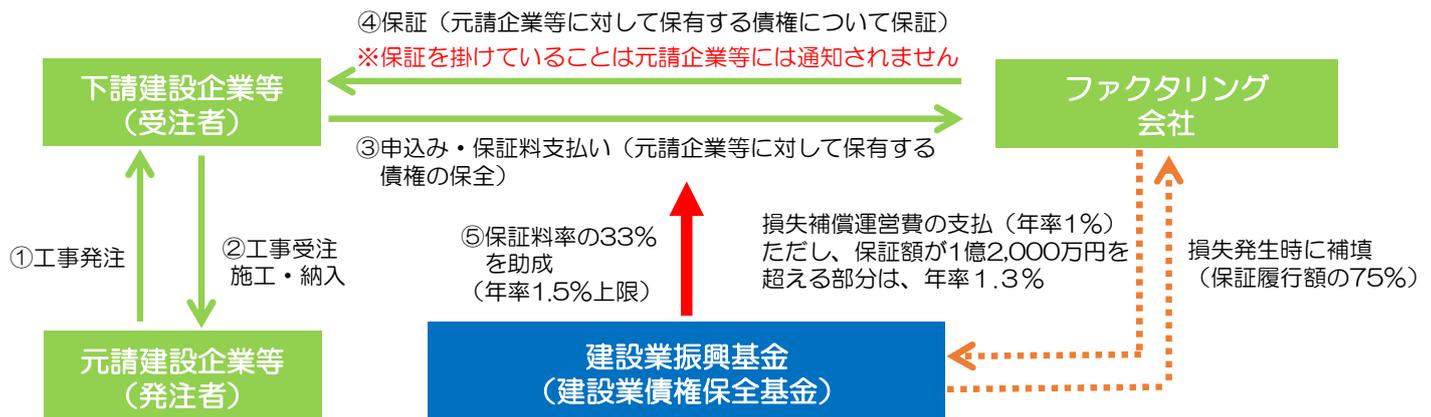
下請建設企業等向け

下請建設企業や資材販売企業が保有する工事請負代金等の債権を保証

下請建設企業や資材販売企業等が保有する工事請負代金等の債権を、本事業取扱ファクタリング会社が保証します。本財団は、下請建設企業等が負担する保証料を助成するとともに、元請建設企業等の倒産によりファクタリング会社が保証履行した場合に損失補償することで、低廉な保証料で安定的に保証提供されるよう制度を運営しています。

(特徴とメリット)

- ・国(国土交通省)の制度なので安心です
- ・保証料助成が受けられます
- ・手形・請求書1枚から、掛けたいものだけ支払保証
- ・支払額が確定した債権の買取も行っています
- ・取引先に知られることはありません



■ 共同事業等の債務保証

建設業団体向け

建設業団体及び事業協同組合等の共同施設設置や共同事業を支援

建設業団体及び事業協同組合等が、共同施設等の設置、共同購買等の共同事業や組合員等に対する転貸融資を行うための資金を金融機関から借入れする際に、本財団が債務保証を行います。



経営改善支援事業

建設産業活性化助成事業（建設産業団体支援）

建設産業の振興を図るため、建設産業団体が会員企業の経営基盤強化、担い手確保・育成等のために実施する調査研究及び研修、災害対応備蓄品等の購入に対して、助成金を交付する事業です。

＜対象となる事業＞

経営基盤の強化、企業間連携等の推進、
元請・下請関係の適正化、担い手確保・育成、
雇用・労働環境の改善 等に資する事業

＜助成対象団体＞

本財団への出えん団体 等

＜助成額＞

- 助成率：助成対象経費の4/5
- 1団体あたり上限200万円
- ※「特別枠」に該当する事業を実施する場合には上限は300万円
(特別枠・・・女性活躍推進、技能者の能力評価基準策定など本財団が特に重点をおく事業)

建設業経営者研修

中小建設企業の経営者・経営後継者・経営幹部を対象として、経営管理能力の向上と経営改善努力の醸成を図ると共に、研修参加者の情報交換、意見交換による交流・啓発を目的として、経営改善や人材の確保育成などをテーマに研修を開催しています。

＜令和6年度 2回開催＞

日時：令和6年6月13日 13:30～

テーマ：どうしてる建設業！？～優良企業の成功事例から学ぶ残業規制と働き方改革、人材確保に向けて～

日時：令和6年9月26日 13:30～

テーマ：どうなる建設業！？～深刻化する人手不足と二極化する建設業経営～



建設業経営者のための基礎講座

時間外上限規制への対応（建設業における働き方改革）及び建設業における担い手確保に関する現状と取組について理解を深めていただくことを目的として、経営者・幹部等企業の管理者を対象に、「建設業経営者等のための基礎講座」を下記のとおり会場又はオンライン（Zoomライブ配信）にて開催をしています。

＜令和6年度＞

6月21日（金）会場・オンライン併用 12月4日（水）オンライン

8月21日（水）オンライン 2月12日（水）オンライン

10月16日（水）オンライン

中小企業等経営強化法に基づく事業分野別経営力向上の推進

当財団は国土交通省より、事業分野別経営力向上推進機関に認定されています。同法をHPにて紹介をしているほか、研修の実施等、同法の推進を目的に活動をしてまいります。

調査研究事業

- 地域建設産業の生産性向上についての調査研究
- 建設産業の複数専門工事職種合同で実施する体験フェアにかかる有効性調査
- 2拠点教育実施による建設業の魅力体験・経験で深化することによる入職促進・人材確保のための有効性調査 等

情報化推進事業 (CI-NET)

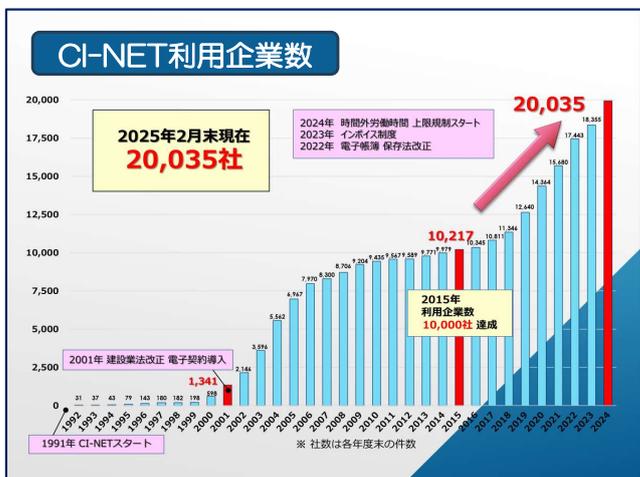
CI-NET (Construction Industry NETwork) とは
建設業界で電子商取引を行うために必要な標準的なルールです

■CI-NET (シーアイネット) のルールの策定と普及推進活動

建設工事の注文書や請求書等の取り交わしを「紙媒体」ではなく「インターネット」を利用して電子的にデータ交換を行う(電子商取引) 場合のルールを「CI-NET LiteS 実装規約」として策定し、その普及活動を行っています。

■CI-NETの利用状況

2025年2月末現在、CI-NETの利用企業数は **20,035社** となっています。
元請企業とその取引先の間で、見積業務から契約業務(注文・注文請け)、出来高・請求業務等で利用されています。



- 紙作業を電子作業に変え、郵送からオンラインへ転換し印紙代、印刷代、郵送代等の費用を削減します。転記ミス返却、到着確認作業を減らし、業務の効率化を図ります。

コスト削減

- 取引進捗をリアルタイムで把握し、履歴の見える化、工程遅延のフォローができます。見積、注文、出来高、請求まで一連の業務の電子データを活用できます。

業務改革

- 着工前契約の促進、繁忙期への対応、書類紛失、業務の属人化を防止します。CI-NETサービスは電子帳簿保存法建設業法の両方に対応しています。

コンプライアンス

■主な対象業務

【購買見積業務】
・見積依頼・回答

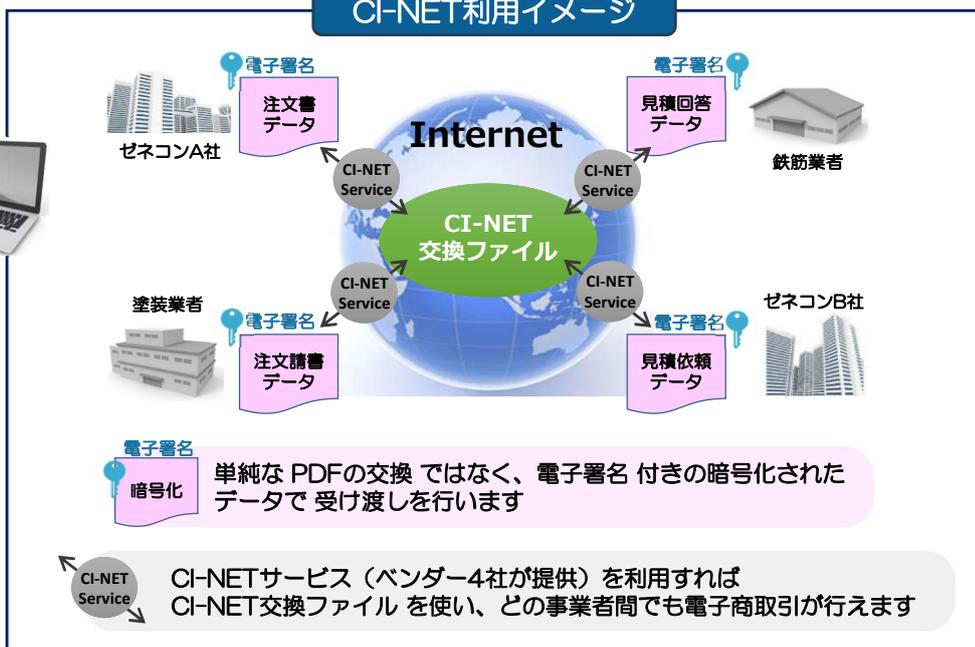
【契約業務】
・確定注文・注文請け

【出来高請求業務】
・請求・請求確認

【資機材等取引業務】
・資機材等取引・確認



CI-NET利用イメージ



経理検定事業

- ◇ **建設業経理検定試験事業** <登録経理試験>
 - ・ **建設業経理士検定試験** (1級・2級)
 - ・ **建設業経理事務士検定試験** (3級・4級)
- ◇ **建設業経理事務士特別研修事業** (3級・4級)
- ◇ **建設業経理士CPD講習事業** <登録経理講習>

- 建設企業を経営面から支援
- 建設業の経営の合理化
 - 経営を担う人材の育成
 - 中小建設業の経営の安定化

建設業経理検定試験事業

- ◇ 検 定 試 験 ◇ ・ 全国47都道府県主要都市で年2回(9月(1・2級)・3月(1級~4級))実施
(どなたでも希望の級から受験できます。)

建設業経理事務士

4級

- 建設業経理の基礎
- 仕訳の理解
- 経理の全体的な流れを理解

3級

- 実務で使用する勘定科目の理解
- 実務で発生する仕訳を理解
- 決算業務の基礎を習得
- 会計ソフトの入力ができる
- 工事台帳・原価計算表の理解

資格取得の勉強をすることで簿記の基礎と企業経営の基本、建設企業の仕事の流れを理解できます。

建設業経理士

2級

- 管理職(経理責任者)に必要なマネジメント能力が高まる
- 金融機関に対する交渉・説明ができる
- 適正な工事予算管理ができる(工事間接費等)
- 自主監査ができる(1級)

1級

「1級及び2級建設業経理士」の所属企業は、公共工事を受注しようとする場合に必要経費審査において加点されます。
(試験合格日から5年後の年度末迄加点)

建設業経理事務士特別研修事業

建設業経理事務士

4級

3級
(4級取得者)

- ◇ 特 別 研 修 ◇

- ・ 講習 4級(2日) + 試験(講習最終日) 3級(3日)

<開催方式・状況>

- ◎ 一般向け : 全国各地で実施
- ◎ 高校生向け : 夏季休暇等に学校単位で実施
- ◎ その他 : 企業や建設産業団体の単位で実施

講習により簿記の基礎から学べて、試験も併せて実施しますので資格も取得できます。

建設業経理士CPD講習事業

建設業経理士

1級

2級

継続
学習

CPD講習
(講義+試験)

形態 : 会場・Web

- ◇ CPD講習 ◇

- ・ 1級及び2級の建設業経理士試験合格者が継続学習を目的として受講する講習です。
- ・ 受講者の所属建設企業が経営事項審査の加点措置を受けることができます。
(受講日から5年後の年度末迄有効)

最新の会計情報等に関する知識を習得する講習です。経営事項審査の加点措置にも対応しています。



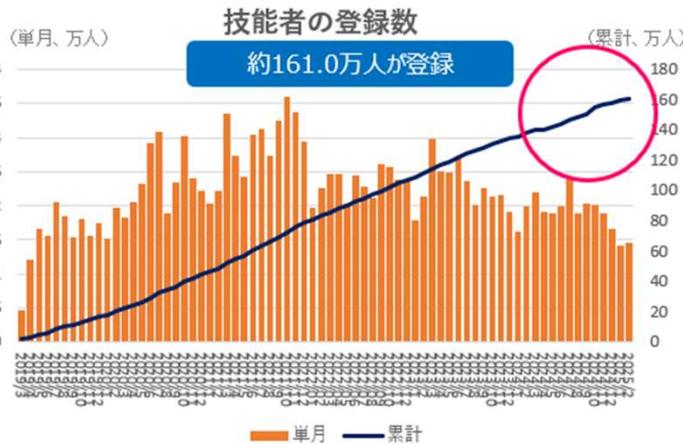
建設産業界全体の共通インフラとなる建設キャリアアップを運営しています

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の保有資格や就労実績を業界横断的に登録・蓄積するデータベースです。システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保を図っていきます。

CCUSの普及状況

- 技能者は約161万人が登録済
(技能者の2人に1人超が利用する水準に。)
- 事業者（一人親方除く）は約18.9万社が登録済
(工事实績のある許可事業者の半数相当に。)
- 一人親方は約9.9万者が登録済
(一人親方は、技能者の登録数に含まれる。)

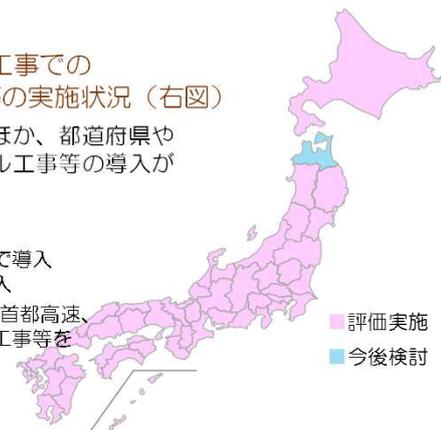
2025年2月末実績



都道府県発注工事でのCCUSモデル工事等の実施状況（右図）

国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がっています。

- ・ 46都道府県が導入
- ・ 20ある全ての指定都市で導入
- ・ 60以上の市区町村で導入
- ・ UR都市機構、NEXCO、首都高速、水資源機構等でもモデル工事等を導入



システムを活用した技能者の能力評価

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
 - 知識・技能（保有資格）
 - マネジメント能力（登録機関技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

技能者の能力評価制度が運用開始(2020.4~) 現在、42分野で能力評価基準が策定済み

評価基準に合わせてカードを色分け

レベル1
目安：初級技能者（見習いの技能者）

レベル2
目安：中堅技能者（一人前の技能者）

レベル3
目安：職長として現場に従事できる技能者

レベル4
目安：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し、個別に配布されるキャリアアップカードをレベルに応じて色分けする

現場での就業履歴登録

カードタッチで技能者一人ひとりの日々の就業履歴がシステムに登録されます。（下記写真は設置例）



PCにUSB接続のカードリーダーを用いた認証

iPhoneとBluetooth接続のカードリーダーを用いた認証

スマホアプリ『建キャリ』登場！



「建キャリ」は、CCUSに登録している基本情報や就業履歴などをいつでも閲覧可能。また、CCUS応援団の各種特典も確認可能！

◎ダウンロードはこちらから



建設業 ウェルカム 建設業の無料職業訓練

2025
(令和7)年度
400名
訓練参加者
大募集!!

建設業で働いてみたいという離職者、新卒者、未就職卒業者などを対象に、全国で職業訓練を実施します。建設業で働くために必要な基礎技能の習得、各種資格の取得(無料)に取組み、建設業への就職に結びつけるため、業界が一体となってしっかり、あなたをバックアップします。

職業
訓練

基礎技能を
学ぶ×取る
必要資格を

就職
支援

学んだ成果で
就職活動

建設企業へ
就職



※画像はイメージです

- ①座学を通して、建設業の知識を身につけます。
- ②建設現場で必要な資格を取得できます。
- ③ベテランの職人が実習で丁寧・親切に教えてくれます。
- ④資格を取得すると修了証を発行します。



就職支援について

就職相談
への対応

求人情報
の提供

面接指導
の実施

訓練期間中から訓練修了後3カ月が経過するまでの間に、就職担当者が『就職支援』にあたります。



全国
54
コース開催予定!!

※訓練コースは中止・延期になる場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

訓練生の声

20代 女性

建設業は未経験でしたが、熟練講師にご指導いただき仕事のイメージが湧きました。また、無料で資格が取得でき就職もできて本当に良かったです。

20代 男性

訓練は座学・実習があり、基礎から学べたので良かったです。また、講師の方々とも情報交換でき、建設業界の理解が深まり参考になりました。

採用企業の声

A社 人事担当

働く意欲があるならやってみて、それから判断してもらえばいい。やる気がある、建設業という仕事に関心があるなら思い切って飛び込んでほしいですね。

B社 人事担当

基礎知識や資格を持っていないとできない作業も多いので、最初から持っているのと持っていないのではスタート地点が違います。その意味で、この事業は建設業を目指す人には最適だと思います。

全国14拠点で職業訓練を実施しています。各地の訓練内容・場所などはホームページ・パンフレットなどで順次公開しています。

建設産業人材確保・育成推進協議会

将来の建設産業を担う若者の入職促進と育成・定着を目的に活動している「建設産業人材確保・育成推進協議会」（平成5年8月設置、約150機関が参画）の事務局として、様々な取組みを展開しています

主な取組み

○建設人材育成優良企業表彰

建設産業の担い手の確保及び育成に向けた取組みの推進を図るべく、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）をはじめとして、人材育成等に取組み、「建設産業の担い手の確保・育成」に向けて、顕著な功績を挙げている企業等を表彰する制度を実施しています。

○作文コンクールの実施

建設産業で働く方と将来建設業に入職しようとする高校生による作文コンクールを実施しています。

○戦略的広報活動

- ・「建設現場へGO!」
一見る、知る、働く一、建設産業のさまざまな情報をお届けするJobポータルサイトです。
- ・「人材協 X」やYouTube「人材協チャンネル」
担い手確保・育成に関する有用な情報をSNSでご提供しています。

○建設産業の仕事を紹介するパンフレットの発行

「建設産業ガイドブック」
「ニッポンをつくる人たちまもる人たち」

○「こども霞が関見学デー」への参加

親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供する取組として、国土交通省を含む省庁等が連携して毎年実施しているイベントに建設産業に関するブースを出展しています。

・「建設現場へGO!」



・「人材協 X」



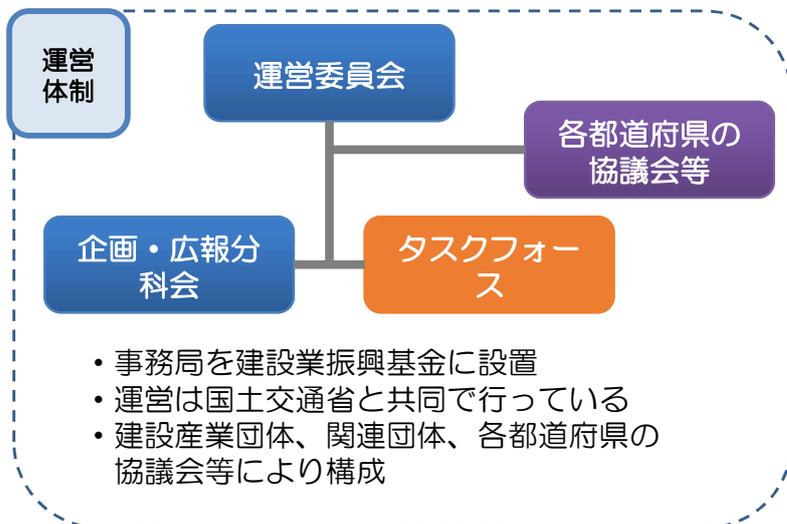
・YouTube「人材協チャンネル」



・広報物



・「こども霞が関見学デー」の様子



登録基幹技能者制度推進協議会

登録基幹技能者制度推進協議会（平成18年7月設置、61団体が参画）の事務局として、制度の周知・広報活動や登録基幹技能者講習の共通テキストの作成などを行っています

登録基幹技能者とは

登録基幹技能者とは、熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備えた技能者が、法令に定める一定の試験に合格することにより与えられる資格です。

工事の品質・コスト・安全等への貢献とともに、技能労働者の目標像として、登録基幹技能者の活躍が期待されています。

登録基幹技能者の業務は概ね次のとおりであり、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調達等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡、調整



現場の要、登録基幹技能者



登録基幹技能者の主任技術者要件への認定について

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの(※)については、**主任技術者の要件を満たすものとして認められました。**(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示を平成30年4月1日に施行

登録基幹技能者制度の運営について

建設工事では様々な職種が存在するため、登録基幹技能者も47職種において資格が創設され、各職種を所管する団体によって運営されています。建設業振興基金は、登録基幹技能者の資格を運営する団体が共同で行う活動を支援しています。

建設キャリアアップシステム (CCUS) の関係

平成31年4月から運用を開始したCCUSでは、CCUSに登録された技能者の経験や能力を評価する能力評価基準(レベル1~4)の最高位であるレベル4として登録基幹技能者が位置づけられており、登録基幹技能者制度推進協議会としても有資格者へCCUSの登録及びレベル4の取得を促進しています。



建築及び電気工事施工管理技術検定

建設業法に基づく国家資格（施工管理技士）試験を 国土交通大臣の指定試験機関として実施しています

技術検定制度は、建設工事に従事する者の施工技術の向上を図ることを目的として、建設業法第27条（技術検定）の規定に基づいて実施される国家資格（施工管理技士）制度です。

本財団は建設業法第27条の2の規定による国土交通大臣の指定試験機関として、昭和58年度から建築施工管理技術検定試験を、昭和63年度から電気工事施工管理技術検定試験をそれぞれ実施しています。

施工管理技士は、建設業法に定められた営業所ごとに置く専任の技術者及び工事現場に置く主任技術者や監理技術者として認められるとともに、経営事項審査の技術力の評価において評点にカウントされます（1級5点、2級2点）。

技術検定は、1級と2級に区分されて、それぞれ一次検定と二次検定に分かれています。なお、2級建築施工管理は、建築、躯体、仕上げの3種別があります。

試験は全国主要都市において一斉に実施しています。令和3年度から第一次検定合格者は「施工管理技士補」の称号が付与されるようになりました。

令和7年度の実施日程等

○1級建築・電気工事施工管理技術検定

- ① 試験日 一次検定 建築：令和7年7月20日（日）
電気工事：令和7年7月13日（日）
二次検定 令和7年10月19日（日）
② 試験地 10地区 札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、
広島、高松、福岡、沖縄

○2級建築・電気工事施工管理技術検定（一次検定のみ）

- ① 試験日 令和7年6月8日（日）
② 試験地 10地区 札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、
広島、高松、福岡、沖縄

○2級建築・電気工事施工管理技術検定（一次・二次検定）

- ① 試験日 令和7年11月9日（日）
② 試験地 13地区 札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、
大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄
8地区※ 帯広、盛岡、秋田、長野、出雲、倉敷、高知、長崎
※一次検定のための試験地



近年の動き

優秀な若手技術者を確保するため、受検資格の緩和や受検機会の拡大等が行われています。

- 2級学科試験（現一次検定）の年2回化（建築：平成29年度～、電気工事：平成30年度～）
- 受検資格の見直し
令和6年度以降の受検資格を以下のとおり。
 - ・ 1級の第1次検定は、19歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能
 - ・ 2級の第1次検定は、17歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能（変更なし）
 - ・ 1級及び2級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能
（なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による第二次検定受検が可能）



監理技術者講習

建設業法に基づく監理技術者講習を全国約250会場とオンラインで実施しています

- 発注者から直接工事を請負う元請けの建設業者が合計4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の下請契約を締結して工事を施工する場合、現場に監理技術者を配置しなければなりません（建設業法第26条）。
- 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習（「監理技術者講習」）を法令に定められた期間内に受講したもののうちから、これを選任しなければなりません（建設業法第26条）。
- 本財団は、平成16年6月、国土交通大臣の登録（登録番号2）を受け、同年9月から登録講習機関として監理技術者講習を実施しています。

● 選べる受講方法

会場講習、オンライン講習（オンデマンド方式）のいずれかを選択可能

● 受講しやすい会場講習（集合講習）

全国約250会場で年間約1,500回の講習を実施し、多忙な技術者に受講しやすい環境を提供

● 受講しやすいオンライン講習（オンデマンド方式）

24時間いつでも職場や自宅で受講可能

● 信頼の講習、豊富な実績

信頼の講習内容と豊富な実績で、これまで100万人以上が受講

実施概要（会場講習）

【講習実施地】 47都道府県 県庁所在地 及び地方都市
【講習会場】 建設業協会（本部・支部・地区協会）
その他建設業団体、公共施設・貸会議室等

令和7年度の講習実施予定

実施予定会場	250会場
実施予定回数	1,450回
受講予定者数	45,500名

【講習カリキュラム】

時間	講習内容
8:50～ 9:00	10分 講習についての注意事項
9:00～10:15	75分 第Ⅰ編 建設工事に関する法律・制度等 (第1章) 建設産業を取り巻く社会、経済情勢と課題 (第2章) 建設工事に関わる法律・制度の動き
(10:15～10:25)	10分 休憩
10:25～11:55	90分 第Ⅱ編 建設工事の技術上の管理 (第3章) 施工計画、施工管理等 (第4章) 品質管理 (第5章) 安全管理
(11:55～12:45)	50分 昼休み
12:45～13:50	65分 (第6章) 環境管理
(13:50～14:00)	10分 休憩
14:00～16:00	120分 第Ⅲ編 最近の建設技術動向 (第7章) 最近の建設技術の概況 (第8章) 最近の建設技術
(16:00～16:10)	10分 休憩・試験の説明
16:10～16:40	30分 試験・講習修了履歴ラベルの交付



建築・設備施工管理CPD制度

建築工事及び設備工事の施工管理関連のCPDプログラムにより、
建築・設備系技術者の知識及び技術の向上を支援しています！

Continuing **P**rofessional **D**evelopment(継続職能研修)

「建築・設備施工管理CPD 制度」は、建築施工管理技士等※の施工管理に携わる技術者が、その必要な能力の開発に資する活動を継続的に行うことを推進するとともに、建築施工管理技士等の知識及び技術の向上を図ることを目的としています。

※建築施工管理技士等とは、建築、電気工事、管工事の施工管理技士・技士補、その他の施工管理に携わる技術者

建設業法の改正

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」という規定が追加されました。

●講習会等をCPDプログラムに認定

各団体や企業などが開催する講習会等（認定プログラム）を受講すると、受講者がCPD単位を取得できます。

●プログラム総数 約30,000件/年

当制度のプログラムだけでなく、『建築CPD情報提供制度』の共通認定プログラムでもCPD単位を取得できます！

●取得した単位の活用

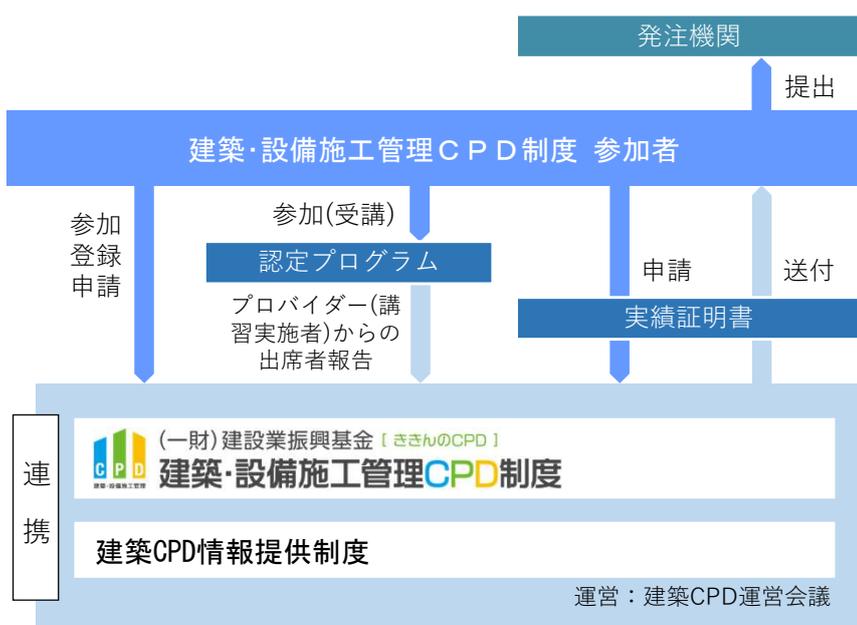


各発注機関の入札等においてCPD単位の活用が進んでいます！
経営事項審査においてもCPD単位が評価対象となっています！
(CPD活用に関する詳細は各発注機関に確認する必要があります)

CPD制度とは？

認定された講習会（認定プログラム）を受講することで、自己研鑽した時間を単位として「見える化」する制度です。この単位を継続して蓄積することで、客観的な学習履歴を残していく仕組みです。

建築・設備施工管理CPD制度フロー



利用料金表(主なもの・税込)

初期登録費【入会金】	1,000円/人
データ管理費【年会費】	2,500円/年・人
実績証明書発行手数料	500円/通
プロバイダー登録	無料
プログラム認定手数料(年間)	・1~9件 5,000円/件 ・10件以上 50,000円/年

その他の詳細については、
ホームページをご覧ください。

ききんのCPD

検索



建設業しんこうの発行



機関誌「建設業しんこう」の発行を通じ、建設産業の活性化を図ってまいります

- **コンセプト** 建設産業の今を伝え未来を考える
中小建設業の経営改善に役立つ情報を様々な角度から提供するとともに、国民と建設産業とをつなぐ広報ツールとして、建設産業の魅力やインフラの重要性等をわかりやすく伝える誌面づくりを心掛けています。
- **読者** 建設業団体・企業、行政機関、教育機関等
- **発行部数** 9,400部/月
- **発行回数** 年10号（7.8月、12.1月は合併号）
- **誌面構成**
「特集」3～6頁、「FOCUS（工業系高校・先生を紹介）」2頁、「現場の安全12か月」2頁、「かわいい土木」/「クイズ名建築の作り方」2頁、「日本経済の動向」、「建設経済の動向」、「お役立ち連載 建設キャリアアップシステム」、「FRONTIER」1頁

－ 2024年度の特集タイトル －

- | | |
|--------|---|
| 4 | 建設事業主等に対する助成金について |
| 5 | 建設DXで働き方改革をどう実現するか？ |
| 6 | 建設業法及び公共工事入札契約適性化法の改正について |
| 7 & 8 | 厚生労働省 建設労働者育成支援事業～ |
| 9 | 特定技能外国人の中長期的キャリアパス構築への支援等について |
| 10 | （一財）建設業振興基金 経営基盤整備支援センターの取組 |
| 11 | 建設業バックオフィスにおけるDX ー各種サービス・環境整備の現状ー |
| 12 & 1 | 対談：第三次・担い手3法の施行にむけて～新しい時代の「技術と経営」へ～ |
| 2 | 建設キャリアアップシステム |
| 3 | 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行について |





一般財団法人

建設業振興基金